

令和3年8月3日

保護者の皆様へ

嵯峨野こども園
京 都 市

新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置の実施を受けた子育て支援施設の対応について

平素より、本市の児童福祉行政に御理解と御協力をいただき、ありがとうございます。

さて、令和3年8月2日から京都市を対象区域とした新型コロナウイルス感染症まん延防止等重点措置が適用されたことを踏まえ、下記のとおり取り扱いますので、引き続き、御理解・御協力をお願いします。

記

1 基本的な考え方

- 当園においては、まん延防止等重点措置を理由とした臨時休園等を行わず、感染予防・感染拡大防止対策を徹底したうえで、運営を継続します。
- 運営する中で、感染者が発生した場合は、状況に応じて、臨時休園を行います。

2 感染拡大防止対策の徹底（依頼事項）

各御家庭においては、感染予防・感染拡大防止対策に十分留意していただいているところですが、改めて、以下の点について、引き続き、御協力をお願いします。

- 別紙の内容に留意いただき、各御家庭においても、感染予防・感染拡大防止対策を徹底いただきますようお願いします。
- お子様に発熱や咳等の風邪の症状がみられる場合や利用に当たって不安を感じられる場合（発熱等の症状が改善してから24時間経っていない等（ただし医師が感染のおそれがないと判断した等を除く））は当施設に御連絡いただいたうえで、利用を控えてください。
- また、御家庭の中で、濃厚接触者に指定された方がおられる場合やPCR検査の対象となった方がおられる場合については、速やかに園に連絡願います。

3 その他

- 当園においては、新型コロナウイルス感染症を理由とする差別や偏見等の人権侵害が生じないように、十分配慮しておりますので、保護者の皆様におかれましても、御理解と御協力をお願いします。
- 京都市から利用自粛を求めた場合を除き、自主的に利用を控えられた場合は、利用料等の返還対象とはなりません。
- 新型コロナウイルスについては、日々状況が変化していることから、今後の状況により、改めて保護者の皆様に御協力をお願いする場合がありますので、御承知おきください。